

「リスタート！新しいとくしま暮らし支援金」  
交付申請（交付申請書の提出）について

リスタート！新しいとくしま暮らし支援金交付要綱第5条第1項の規定による交付申請については、次のとおり定める。

●**交付申請書（様式第1号）の提出について**

以下の、(1)及び(2)に規定するいずれかの方法により、提出するものとする。

(1)「郵送」又は「持参」により交付申請する場合

郵送又は持参により交付申請書（様式第1号）を提出する場合は、交付申請書内（※同意書欄含む）の全ての項目に必要な事項を記入（チェック）し、押印の上、令和3年3月22日までに、知事に提出しなければならない。

(2)「とくしま若者応援サイト『AWAIRO』」から交付申請する場合

以下の、①及び②に規定するとおりとする。

①令和3年3月22日までに、「とくしま若者応援サイト『AWAIRO』」内の申請フォームより、必要事項を入力の上、申請しなければならない。

②（※上記①実施後）令和3年3月31日までに、リスタート！新しいとくしま暮らし支援金交付要綱第5条第2項に規定された必要な書類を添付し、交付申請書（※同意書欄含む）の全ての項目に必要な事項を記入（チェック）及び押印の上、郵送又は持参により知事に提出しなければならない。